

新聞販売業における労働災害防止について（要請）

十日町労働基準監督署では、平成 27 年 11 月末現在の労働災害（休業 4 日以上）が、死亡災害 1 件を含む 73 件（前年比 + 13 件）発生しており、今後、降雪期を迎え、特に新聞販売業における配達業務での転倒災害、交通労働災害の増加が懸念されることから平成 27 年 12 月 24 日に飯山線地区新聞販売店組合に対して、別添のとおり、労働災害防止の徹底を要請しました。

新聞販売業以外でも、積雪期に屋外で作業を予定している場合、車の運転業務を行う場合などでは、別添リーフレットを参考に雪による労働災害の防止に努めてください。

十日町基署発 1224 第 1 号
平成 27 年 12 月 24 日

飯山線地区新聞販売店組合長 殿

十日町労働基準監督署長

新聞販売業における労働災害防止について(要請)

労働行政の運営につきましては、平素より格段のご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の休業 4 日以上の労働災害は、平成 27 年 11 月末現在で死亡労働災害 1 件を含む 73 件発生しており、昨年同期と比べ +13 件 (+21.7%) の大幅な増加となっております。

新聞販売業においても休業 4 日以上の労働災害が今年 3 件発生しており、うち 2 件は休業 1 ヶ月以上を伴う労働災害となっております。

今後、降雪により路面凍結による転倒災害、視界不良による交通労働災害など新聞配達業務における労働災害のさらなる発生が懸念されるところです。

つきましては、労働災害防止のため下記の事項が徹底されますよう会員事業者に周知いただきたくよろしく願いいたします。

記

1. 履物は、滑りにくく、足のサイズに適した靴を選ぶこと。
2. 服装は、防寒性、視認性に優れたもの(反射チョッキ、ヘッドライト等)を用意し、頭部防護のヘルメットとともに着用させること。
3. 降雪も考慮した時間に余裕のある配達計画を作成すること。
4. 遠隔地の配達業務を含めて、作業開始と終了の点呼、連絡体制を整備すること。
5. 交通安全情報マップや危険マップ等を作成し、交通事故発生状況、転倒や屋根からの落雪の恐れのある場所、段差・開口部の位置等を関係労働者に周知すること。
6. 災害事例による社内教育、ヒヤリハット事例の収集など安全衛生管理活動を推進すること。

冬季無災害運動を推進しています

実施期間：平成27年12月1日～平成28年2月29日

路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害を防止しましょう



《携帯用かんじきの例》



《ヒートマットの設置例》

予防策!!

- ▶ 余裕をもって、急がず、短い歩幅で歩く
～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～
- ▶ 凍結防止剤の散布、除雪・融雪の徹底
- ▶ 足のサイズにあった滑りにくい靴の着用
水・油用の耐滑靴も、雪や氷の上では滑ることがある
- ▶ 除雪・融雪するためのマットの敷設 など

毎年、下のような災害も発生しています

スリップによる交通事故



予防策!!

- ▶ 無理の無い走行計画を立てること
- ▶ 早めの冬用タイヤの装着
- ▶ 速度を控え、急ハンドル・急ブレーキ・急発進をしないこと
- ▶ 交通安全マップの作成 など

屋根除雪中の墜落災害



予防策!!

- ▶ 作業指揮者を選任すること
- ▶ 2人以上で作業を行うこと
- ▶ 保護帽・安全帯の着用
- ▶ 作業計画を策定すること など

除雪車・除雪機による はさまれ・巻き込まれ災害



予防策!!

- ▶ 機械の故障・点検時にはエンジンを停止すること
- ▶ 運転時には周囲の確認を徹底すること
- ▶ 作業範囲内への立ち入り禁止を徹底すること など



新潟労働局・各労働基準監督署

雪による労働災害に注意!!

【新潟県における休業4日以上労働災害発生件数の推移】



冬の転倒災害を予防するには

転びにくい歩き方

① 小さな歩幅でゆっくり歩く

歩幅が大きいと、重心の上下移動量が大きく、かかと側から着地することにもなるため、転倒しやすくなります。

② やや前傾姿勢で足の裏全体を踏みしめて歩く

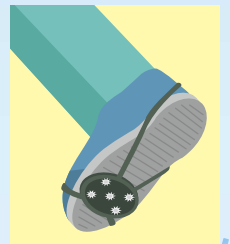
重心をやや前に置き、膝の関節を柔らかくして、土踏まずの前のあたりでそっと着地し、足の裏全体を路面にゆっくり垂直に踏み降ろします。



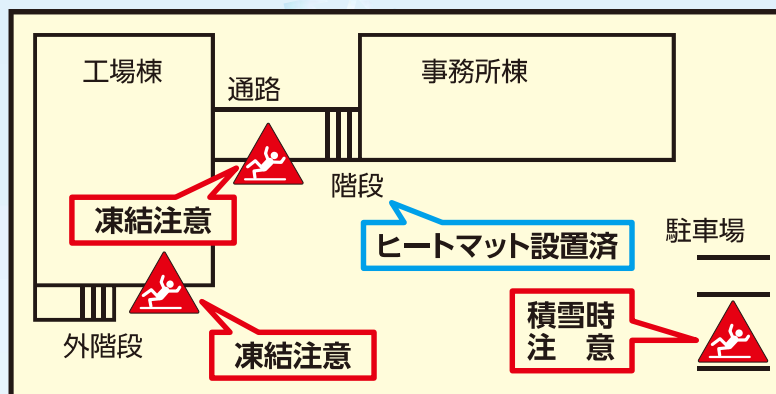
冬用の靴の選び方

靴底にも得意な路面と不得意な路面がありますので、靴を選ぶ際には、使用状況や用途を販売店に説明して適切な靴を購入してください。なお、一般的な特徴は以下のとおりです。

- ① 発泡ゴム等の柔らかいゴム製の靴底は、路面への吸着力により滑りを防止しますので、適切な溝とともに比較的多くの路面に対応します。
- ② 摩擦材入りの靴底や金属ピンのある靴底は路面を引っ掻くことで滑りを防止しますので、凍結路面や圧雪で一定の効果があります。脱着式のスパイクなども販売されていますので、使用状況に応じて使い分けてください。



危険マップを作成しましょう



〈危険マップの例〉



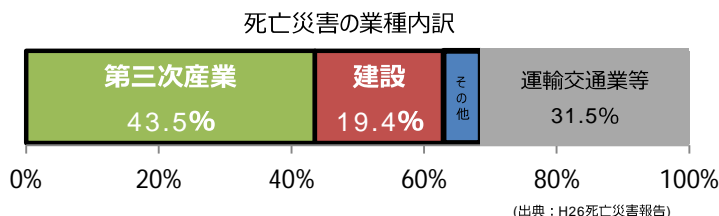
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

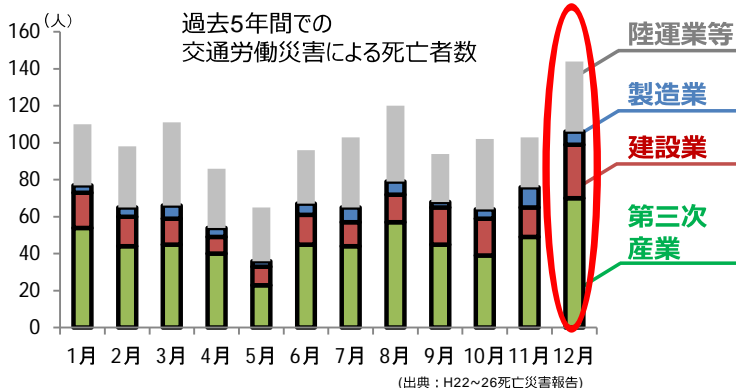
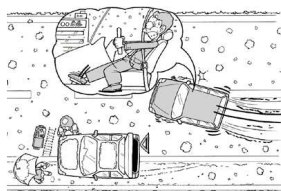
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



<災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、**早朝、夕方早めの点灯**を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、**交通安全情報マップ**などを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・**疲労、飲酒**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前に点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転や一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
http://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912_01.html

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。